

昭毎週
火、金曜日
四年四月十五日
発行（但休日に当るときは翌日）
第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇告示 目次
 - 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
 - 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
 - 畜産染病予防法による結核病検査等の実施
 - 共同で行なうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧
 - 肥料の登録の有効期間の更新
 - 肥料の登録の失効
 - 計量器の定期検査の実施
 - 土地の公用廃止
 - 道路の位置の指定
 - 道路の指定の廃止

◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

鳥取県告示第百五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び投薬を受けることを命

一 縦覧に供する書類の名称	土地改良事業計画書及び規約の写し
昭和四十年三月二日	鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六号	久寺六四三番地山根隼三ほか十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。
昭和三十九年十一月十一日付けで東伯郡閑金町大字泰	昭和三十九年十一月十一日付けで東伯郡閑金町大字泰

鳥取県告示第百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

二 縦覧に供する期間	昭和四十年三月五日から二十日間
三 縦覧に供する場所	閑金町役場
四 異議の申出	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 実施の目的	結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
二 実施の区域	別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	結核病検査及びブルセラ病検査
牛	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のも
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬	牛 三月以内のもの及び分べん前後一月以内のも
のを除く。	のを除く。
実施の期日	別表のとおり
五 検査及び投薬の方法	

一 実施期日	二 実施区域	三 実施場所	四 実施場所
三月八日	三月十一日	江府町	宮市、原、助沢、美用、御机、貝田
三月九日	三月十二日	日野町	吉原、大河原、江尾、池の内
三月十日	三月十三日	日野町	舟場、高尾、安原
三月二十七日	三月三十日	江府町	宮市、原、助沢、美用、御机、貝田
三月十一日	江府町	宮市、原、助沢、美用、御机、貝田	検診所
			管凝集法
			ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験
			肝てつ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与
			肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

する。

昭和四十年三月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

管凝集法

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験

4

00795

7 昭和40年3月2日 火曜日 鳥取県公報 第3610号 (第3種郵便物) (認可)

鳥取県告示第百九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十四条の規定に基づき、東伯郡の計量器の定期検査を次のように実施するので、同法第一百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

検査の期日 検査区域 検査の場所

四月五日午前十時から 午後三時まで 東伯郡北条町 旧中北条小学校
 八日午前十時から " 北条町農業共済組合
 正午まで " 大栄町 由良公民館
 栄小学校

第三〇四号	聖 複合 水稻 二号	第三〇三号	聖 複合 水稻 一号	第三〇二号	矢 送 水 稻 复 合 料	第三〇一号	赤 磷 麦 追 肥 复 合	第二九五号	以 西 水 稻 复 合 一 号
八・一		九・〇	八・三	八・五	八・五	八・〇	一・五	八・〇	
六・一		七・二	八・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一一・五	九・五	東伯郡関金町関金宿 赤崎町農業協同組合 組合長理事 前田豊秋
七・三	"		八・〇	東伯郡東伯町勤一五七 東伯町農業協同組合 組合長理事 家森隆治					

00794

昭和40年3月2日 火曜日 鳥取県公報 第3610号 (第3種郵便物) (認可)

鳥取県告示第百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
第二九八号	大栄水稻二号 複合肥料	七・八	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 倉吉市越殿町一四〇八 組合長理事 茂住正
第二九九号	尿素複合 上小鴨いね二号	七・六	東伯郡大栄町瀬戸五三の九 倉吉市農業協同組合 組合長理事 濑江義博
第二九九号	上小鴨複合 いね一號	七・〇	倉吉市越殿町一四〇八 組合長理事 茂住正
第二九九号	上小鴨複合 いね二號	一一・七	"
第二九九号	上小鴨複合 いね二號	七・五	"

鳥取県知事 石破二朗

八日午前十時から

" "

正午まで

" "

- 4 倉吉市福守三二八
自動車等運転者 山崎幸雄
- 5 倉吉市新町二丁目二三五三の一
自動車等運転者 田村義徳
- 6 倉吉市魚町二五六七
自動車等運転者 船木正近
- 7 倉吉市大原一四
自動車等運転者 宮脇松太郎
- 8 東伯郡三朝町三朝藤田組内
自動車等運転者 深井昭
- 9 東伯郡羽合町橋津四一一
自動車等運転者 松井淳之輔

鳥取県告示第百十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、
次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（
昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の
規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県知事 石破二朗

申請人

住所氏名

鳥取市吉方三

鳥取市湖山町字小山ヶ前

谷口晃一

七七五一番二の一

七五五番二の一

七七六二番二の一

七六九番二の一

七七九番二の一

七九番二の一

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年三月十一日午前十時三十分

倉吉市住吉町 倉吉警察署

二 聽聞当事者の住所及び氏名

1 東伯郡羽合町大字下浅津二三九

自動車等運転者

山田恭範

2 倉吉市岡二八四

自動車等運転者

西村佑治

3 倉吉市西倉吉町一一六

自動車等運転者

遠藤達夫

公安部員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第

一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、
同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年三月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文